



# 進路便り No.5

令和2年7月6日

徳島県立みなと高等学園  
進路指導課

## 『障害者トライアル雇用』について

通称『トライアル』。本校では一般企業に就職する際、積極的に活用しています。この春卒業した6期生も多くの生徒が活用し、3ヶ月の『トライアル』期間を終えました。今回は、『障害者トライアル雇用』について説明します。

『障害者トライアル雇用』とは  
実際に働き続けられるどうか、**企業と障がい者がお互いに納得してから本雇用に進むことを決める制度**のことです。3ヶ月間（精神障害者福祉手帳取得者は6ヶ月間）の有期雇用契約（試行雇用）を結び、お互いに適性を確認した後、本採用（常用雇用）になります。  
この期間、企業から直接賃金が支払われます。企業は要件を満たせば助成金を受け取ることができます。

- 『障害者トライアル雇用』のメリット
- ・ お互いに納得して雇用契約を結ぶので、**長期間の雇用につながりやすい**
  - ・ トライアル終了時に、会社・本人・ハローワーク・支援機関・学校で「振り返り」をするため、**企業や関係機関からのサポートを受けやすい**
  - ・ 助成金を受け取れることもあるので、**企業が雇用しやすい**

※使えるかどうかはハローワークが判断します

### 令和元年度（6期生）の状況

一般企業就職者	22名（内トライアル希望企業19社）
トライアルを利用した企業	16社（内2社は期間6ヶ月のため後日確認）
トライアル終了後の本雇用件数	14件中14名全員が本雇用

「振り返り」の中で成長したことや現在の課題、今後の目標などを確認し合い、お互いが納得して14名全員が本雇用になりました。卒業生たちは、3ヶ月の「トライアル」の中で大きく成長し、たくましくなった姿を見せてくれました。

### 《あいさつは自分の身を守る》

トライアルの「振り返り」で、ある会社の社長がおっしゃった言葉です。「どんな人でも失敗することはあります。社会に出れば当然のことです。たとえ大きな失敗でも、普段から誰にでもきちんとしたあいさつができていれば、そこまで人は責めません。あいさつは自分の身を守ってくれます。今のまま続けてください。」とアドバイスしてくださいました。話を聞いていた私自身も気を引き締め直す、ためになるお話でした。